

○ 財 務 省 告 示 第 116 号

国 債 の 発 行 等 に 関 す る 省 令 (昭 和 57 年 大 蔵 省 令
第 30 号) 第 5 条 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 令 和 7
年 3 月 21 日 に 発 行 し た 割 引 短 期 国 債 の 発 行 条 件 等
を 次 の と お り 告 示 す る 。

令 和 7 年 4 月 11 日

財 務 大 臣 加 藤 勝 信

- | | | |
|---|---------------------------------|--|
| 1 | 名 称 及 び 記
号 | 国 庫 短 期 証 券 (第 1294 回) |
| 2 | 発 行 の 根 拠
法 律 及 び そ
の 条 項 | 財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を
図 る た め の 公 債 の 発 行 の 特 例 に
関 す る 法 律 (平 成 24 年 法 律 第
101 号) 第 3 条 第 1 項 及 び 特 別 会
計 に 関 す る 法 律 (平 成 19 年 法 律
第 23 号) 第 46 条 第 1 項 |
| 3 | 振 替 法 の 適
用 等 | 社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法
律 (平 成 13 年 法 律 第 75 号 。 以
下 「 振 替 法 」 と い う 。) の 規 定 の
適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振
替 機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。 |
| 4 | 発 行 方 法 | 価 格 を 競 争 に 付 し て 行 わ れ る 入
札 (以 下 「 価 格 競 争 入 札 」 と い
う 。) に よ る 発 行 (以 下 「 価 格 競
争 入 札 発 行 」 と い う 。) 及 び 価 格
競 争 入 札 と 同 時 に 行 わ れ る 入 札
で あ っ て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市
場 特 別 参 加 者 ご と に 応 募 限 度 額
を 定 め る も の に よ る 発 行 (以 下
「 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非
価 格 競 争 入 札 発 行 」 と い う 。) |
| 5 | 募 入 決 定 の
方 法 | |

(1) 価格競争 入札発行	各申込みのうち応募価格の高い ものからその応募額を順次割り 当てる。
(2) 国債市場 特別参加 者・第Ⅰ 非価格競 争入札発 行	各国債市場特別参加者ごとの応 募限度額の範囲内において各申 込みの応募額を割り当てる。
6 発行額	
(1) 価格競争 入札発行	額面金額で 2,427,870,000,000 円 うち、財政運営に必要な財源の 確保を図るための公債の発行の 特例に関する法律第3条第1項 の規定に基づき発行した割引短 期国債については、額面金額で 2,251,239,850,000円、特別会 計に関する法律第46条第1項の 規定に基づき発行した割引短期 国債については、額面金額で 176,630,150,000円
(2) 国債市場 特別参加 者・第Ⅰ 非価格競 争入札発 行	財政運営に必要な財源の確保を 図るための公債の発行の特例に 関する法律第3条第1項の規定 に基づき発行した割引短期国債 について、額面金額で 772,100,000,000円
7 払込金額	
(1) 価格競争 入札発行	2,412,859,261,100円
(2) 国債市場 特別参加	767,328,422,000円

者・第 I
非 価 格 競
争 入 札 発
行

8	最低額面金額	50,000 円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和 7 年 3 月 21 日
11	発行価格	
	(1) 価格競争入札発行	額面金額 100 円につき 99 円 37 銭 3 厘以上のそれぞれの応募価格
	(2) 国債市場特別参加者・第 I 非価格競争入札発行	額面金額 100 円につき 99 円 38 銭 2 厘
12	償還期限	令和 8 年 3 月 23 日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額 100 円につき 100 円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和 7 年 3 月 21 日